

香川県条例第2号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)~(4) 略				(1)~(4) 略			
(5) 香川県立 農業大学校 略				(5) 香川県立 農業大学校 略			
技術研修科	受講料			技術研修科	受講料		
	略				略		
	農業機械利用技 能者養成研修(安全運 転技能Ⅰ)	1人につき1研 修	<u>8,370円</u>		農業機械利用技 能者養成研修(安全運 転技能Ⅰ)	1人につき1研 修	<u>2,090円</u>
	農業機械利用技 能者養成研修(安全運 転技能Ⅱ)	1人につき1研 修	<u>14,020円</u>		農業機械利用技 能者養成研修(安全運 転技能Ⅱ)	1人につき1研 修	<u>2,090円</u>
(6)~(26) 略				(6)~(26) 略			
(27) 香川県立 武道館	競技場使用料			(27) 香川県立 武道館	競技場使用料		
	専用使用の場合 アマチュアス				専用使用の場合 アマチュアス		

	<p>スポーツの場合 入場料を徴収する場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>4,410円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>				<p>スポーツの場合 入場料を徴収する場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>4,010円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>
	<p>入場料を徴収しない場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>1,460円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>				<p>入場料を徴収しない場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>1,330円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>
	<p>アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>17,680円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>				<p>アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収する場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>16,080円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>
	<p>入場料を徴収しない場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>4,410円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>				<p>入場料を徴収しない場合</p> <p>1時間当たり</p> <p><u>4,010円</u>を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</p>
	略				略
(28) 香川県立総合水泳プール	<p>略</p> <p>水泳プール使用料専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合</p>			(28) 香川県立総合水泳プール	<p>略</p> <p>水泳プール使用料専用使用の場合 50メートルプール 全面使用の場合 アマチュアスポーツの場合</p>

入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>13,160円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間当たり	<u>6,570円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,650円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>39,540円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>13,160円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき 1回（2時間以	<u>580円</u> を超えない範囲

入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,970円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合 一般	1時間当たり	<u>5,980円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,230円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>35,950円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>11,970円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
コース使用の場合	1コースにつき 1回（2時間以	<u>530円</u> を超えない範囲

	内)	で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>600円</u> を加えた額			内)	で教育委員会規則で定める額に使用する者の数を乗じて得た額に <u>550円</u> を加えた額	
25メートルプール					25メートルプール		
全面使用の場合					全面使用の場合		
アマチュアスポーツの場合					アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>12,380円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,260円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合					入場料を徴収しない場合		
一般	1時間当たり	<u>6,190円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			一般	1時間当たり	<u>5,630円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,450円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額			生徒及び児童	1時間当たり	<u>3,140円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュア					アマチュア		

アスポート以外の 場合		
入場料を徴収する 場合	1時間当たり	<u>37,190円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
入場料を徴収 しない 場合	1時間当たり	<u>12,380円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
コース使用 の場合	1コースにつき 1回（2時間以 内）	<u>580円</u> を超 えない範囲 で教育委員 会規則で定 める額に使 用する者の 数を乗じて 得た額に <u>600円</u> を加 えた額
飛込みプール アマチュア スポーツの 場合		
入場料を 徴収する 場合	1時間当たり	<u>3,860円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
入場料を 徴収しな い場合		

アスポート以外の 場合		
入場料を徴収する 場合	1時間当たり	<u>33,810円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
入場料を徴収 しない 場合	1時間当たり	<u>11,260円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
コース使用 の場合	1コースにつき 1回（2時間以 内）	<u>530円</u> を超 えない範囲 で教育委員 会規則で定 める額に使 用する者の 数を乗じて 得た額に <u>550円</u> を加 えた額
飛込みプール アマチュア スポーツの 場合		
入場料を 徴収する 場合	1時間当たり	<u>3,510円</u> を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額
入場料を 徴収しな い場合		

一般	1時間当たり	<u>1,920円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	一般	1時間当たり	<u>1,750円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,140円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,040円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外の場合			アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>11,600円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>10,550円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,860円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>3,510円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
専用使用でない場合			専用使用でない場合		
個人	1人につき1回	<u>580円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	個人	1人につき1回	<u>530円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
団体（20人以上）	1人につき1回	<u>460円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	団体（20人以上）	1人につき1回	<u>420円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

(29) 香川県立 五色台少年自 然センター	トレーニンググル ーム使用料		
	専用使用の場合	1時間当たり	<u>2,530円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>
	専用使用でない 場合	1人につき1回	<u>240円を超 えない範 囲で教育委員 会規則で定 める額</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>710円</u>
	記録室使用料	1時間当たり	<u>350円</u>
	研修室	1日	<u>11,100円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>
	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,100円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>
略			
略			
キャンプ場（テン トを含む。）	テント1張につ き1泊	<u>380円</u>	
ホール	1室につき1日	<u>6,600円を 超えない範</u>	

(29) 香川県立 五色台少年自 然センター	トレーニンググル ーム使用料	<u>1人につき1回</u>	<u>220円を超 えない範 囲で教育委員 会規則で定 める額</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>650円</u>
	記録室使用料	1時間当たり	<u>320円</u>
	研修室	1日	<u>10,200円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>
	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,000円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>
	略		
	略		
キャンプ場（テン トを含む。）	テント1張につ き1泊	<u>350円</u>	
ホール	1室につき1日	<u>6,000円を 超えない範</u>	

(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 体育館	1日	圏で教育委員会規則で定める額 <u>13,400円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額	(30) 香川県立 屋島少年自然 の家	略 体育館	1日	圏で教育委員会規則で定める額 <u>12,000円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,100円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額		宿泊施設 一般	1人につき1泊	<u>1,000円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
	略 会議室	1日	<u>5,100円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額		略 会議室	1日	<u>4,600円</u> を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
					塩水プール 専用使用の場合		
					一般	午前9時から午後1時まで	<u>8,920円</u>
						午後1時から午後5時まで	<u>8,920円</u>
					児童生徒	午前9時から午後1時まで	<u>5,940円</u>
						午後1時から午後5時まで	<u>5,940円</u>
					専用使用でない 場合		
					一般	1人につき1回 (4時間以内)	<u>110円</u>

	キャンプ場（テントを含む。） 略	テント1張につき1泊	<u>380円</u>
(31)～(36) 略			

	児童生徒	1人につき1回 (4時間以内)	<u>70円</u>
	キャンプ場（テントを含む。） 略	テント1張につき1泊	<u>350円</u>
(31)～(36) 略			

第2表 手数料の部

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～8 略			
9 飲食店営業許可申請手数料	略 継続許可申請 露店形態の営業、自動車による移動営業又は短期季節営業	1件	<u>7,000円</u>
	その他の営業	1件	<u>17,000円</u>
10 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>5,000円</u>
11 食肉販売業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>1万円</u>
12 魚介類販売業許可申請手数料	略 継続許可申請 自動車による移動営業	1件	<u>7,000円</u>

種別	区分	単位	金額
1～8 略			
9 飲食店営業許可申請手数料	略 継続許可申請 露店形態の営業、自動車による移動営業又は短期季節営業	1件	<u>6,000円</u>
	その他の営業	1件	<u>15,000円</u>
10 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>4,000円</u>
11 食肉販売業許可申請手数料	略 継続許可申請	1件	<u>9,000円</u>
12 魚介類販売業許可申請手数料	略 継続許可申請 自動車による移動営業	1件	<u>6,000円</u>

	その他の営業	1 件	<u>1 万円</u>
13 魚介類競り 売り営業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
14 集乳業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>1 万円</u>
15 乳処理業許 可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
16 特別牛乳搾 取処理業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
17 食肉処理業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
18 食品の放射 線照射業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
19 菓子製造業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
20 アイスクリ ーム類製造業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
21 乳製品製造 業許可申請手 数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
22 清涼飲料水 製造業許可申 請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
23 食肉製品製 造業許可申請 手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>

	その他の営業	1 件	<u>9,000円</u>
13 魚介類競り 売り営業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
14 集乳業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>9,000円</u>
15 乳処理業許 可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
16 特別牛乳搾 取処理業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
17 食肉処理業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
18 食品の放射 線照射業許可 申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
19 菓子製造業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
20 アイスクリ ーム類製造業 許可申請手数 料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
21 乳製品製造 業許可申請手 数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
22 清涼飲料水 製造業許可申 請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
23 食肉製品製 造業許可申請 手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>

24 水産製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
25 冰雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
26 液卵製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
27 食用油脂製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
28 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
29 酒類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>17,000円</u>
30 豆腐製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
31 納豆製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
32 麺類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
33 そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
34 複合型そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>31,000円</u>

24 水産製品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
25 冰雪製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
26 液卵製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
27 食用油脂製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
28 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
29 酒類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
30 豆腐製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
31 納豆製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
32 麺類製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
33 そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
34 複合型そうざい製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>27,000円</u>

35 冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
36 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>31,000円</u>
37 漬物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
38 密封包装食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
39 食品の小分け業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>15,000円</u>
40 添加物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>21,000円</u>
41及び42 略			
42の2～84の2 略			
84の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	略		
84の4 輸出証明書発行手数料		<u>1 件</u>	<u>870円</u>
84の5 適合施設認定手数料	現地調査を行う場合	<u>1 件</u>	<u>20,900円</u>
	その他の場合	<u>1 件</u>	<u>10,400円</u>
85 魚介類行商登録申請手数料	略		
86～599 略			

35 冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
36 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>27,000円</u>
37 漬物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
38 密封包装食品製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
39 食品の小分け業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>13,000円</u>
40 添加物製造業許可申請手数料	略 継続許可申請	1 件	<u>19,000円</u>
41及び42 略			
42の2～84の2 略			
84の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	略		
85 魚介類行商登録申請手数料	略		
86～599 略			

備考 略	備考 略
---------	---------

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(使用料) 第11条 略</p> <p>(利用料金の收受) 第14条の3 略</p> <p>(利用料金の承認) 第14条の4 略</p> <p>別表第2(第11条関係) 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">都 市</td> <td style="width: 40%;">有料公園施設の種</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">単</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">位</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	都 市	有料公園施設の種	単	位	金 額	<p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(利用料金の收受) 第14条の3 知事は、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表第2(第11条関係) 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">都 市</td> <td style="width: 40%;">有料公園施設の種</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">単</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">位</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">金 額</td> </tr> </table>	都 市	有料公園施設の種	単	位	金 額
都 市	有料公園施設の種	単	位	金 額							
都 市	有料公園施設の種	単	位	金 額							

公園	類及び名称				
略					
坂 出 緩 衝 緑 地	運動施設	番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料		
			アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	1日（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>3,850円</u>
				1時間	<u>620円</u>
			一般	1日	<u>9,790円</u>
				1時間	<u>1,610円</u>
			アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合	1日	<u>32,510円</u>
				1時間	<u>5,390円</u>
			その他の場合 生徒及び児童	1日	<u>8,470円</u>
				1時間	<u>1,390円</u>
			一般	1日	<u>33,880円</u>
				1時間	<u>5,630円</u>
			附属施設使用料		
夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合					
	3分の1点灯	1時間	<u>4,070円</u>		
	3分の2点灯	1時間	<u>8,150円</u>		
	全点灯	1時間	<u>12,230円</u>		

公園	類及び名称				
略					
坂 出 緩 衝 緑 地	運動施設	番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）使用料		
			アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	1日（午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>3,500円</u>
				1時間	<u>570円</u>
			一般	1日	<u>8,900円</u>
				1時間	<u>1,470円</u>
			アマチュアスポーツ以外のスポーツの場合	1日	<u>29,560円</u>
				1時間	<u>4,900円</u>
			その他の場合 生徒及び児童	1日	<u>7,700円</u>
				1時間	<u>1,270円</u>
			一般	1日	<u>30,800円</u>
				1時間	<u>5,120円</u>
			附属施設使用料		
夜間照明施設 アマチュアスポーツの場合					
	3分の1点灯	1時間	<u>3,700円</u>		
	3分の2点灯	1時間	<u>7,410円</u>		
	全点灯	1時間	<u>11,120円</u>		

			アマチュア スポーツ以 外の場合	1 時間	<u>55,700円</u>	
香 川 県 総 合 運 動 公 園	運動施 設	香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダ ッグアウト、選手控室、更 衣室及びグラウンドキーパ ーブース）使用料			
			アマチュアス ポーツの場合			
			入場料を徴 収しない場 合			
			生徒及び 児童	午前（午前 9時から正 午までをい う。以下こ の項におい て同じ。）	<u>3,410円</u>	
				午後	<u>4,550円</u>	
				1 日	<u>6,850円</u>	
			一般	午前	<u>8,560円</u>	
				午後	<u>11,410円</u>	
				1 日	<u>17,130円</u>	
			略			
アマチュアス ポーツ以外 の場合						
入場料を徴 収しない場 合	午前	<u>17,130円</u>				
	午後	<u>22,840円</u>				
	1 日	<u>34,280円</u>				
略						
附属施設使用料						
	本部室、役員	午前	<u>2,820円</u>			
	控室、審判員	午後	<u>3,770円</u>			

			アマチュア スポーツ以 外の場合	1 時間	<u>50,640円</u>	
香 川 県 総 合 運 動 公 園	運動施 設	香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダ ッグアウト、選手控室、更 衣室及びグラウンドキーパ ーブース）使用料			
			アマチュアス ポーツの場合			
			入場料を徴 収しない場 合			
			生徒及び 児童	午前（午前 9時から正 午までをい う。以下こ の項におい て同じ。）	<u>3,100円</u>	
				午後	<u>4,140円</u>	
				1 日	<u>6,230円</u>	
			一般	午前	<u>7,790円</u>	
				午後	<u>10,380円</u>	
				1 日	<u>15,580円</u>	
			略			
アマチュアス ポーツ以外 の場合						
入場料を徴 収しない場 合	午前	<u>15,580円</u>				
	午後	<u>20,770円</u>				
	1 日	<u>31,170円</u>				
略						
附属施設使用料						
	本部室、役員	午前	<u>2,570円</u>			
	控室、審判員	午後	<u>3,430円</u>			

控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース	1日	<u>5,660円</u>
記録放送室及 び放送機器	午前 午後 1日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>
スコアボード	午前 午後 1日	<u>3,030円</u> <u>4,040円</u> <u>6,080円</u>
会議室	午前 午後 1日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>
シャワー室 温水使用	午前 午後 1日	<u>2,100円</u> <u>2,790円</u> <u>4,200円</u>
温水使用以 外	午前 午後 1日	<u>1,440円</u> <u>1,920円</u> <u>2,890円</u>
夜間照明施設 アマチュア スポーツの 場合		
4分の1 点灯	1時間	<u>10,370円</u>
2分の1 点灯	1時間	<u>19,450円</u>
全点灯	1時間	<u>37,670円</u>
アマチュア スポーツ以 外の場合	1時間	<u>171,510円</u>

香川県営

基本施設（グラウンド及び

控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース	1日	<u>5,150円</u>
記録放送室及 び放送機器	午前 午後 1日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
スコアボード	午前 午後 1日	<u>2,760円</u> <u>3,680円</u> <u>5,530円</u>
会議室	午前 午後 1日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
シャワー室 温水使用	午前 午後 1日	<u>1,910円</u> <u>2,540円</u> <u>3,820円</u>
温水使用以 外	午前 午後 1日	<u>1,310円</u> <u>1,750円</u> <u>2,630円</u>
夜間照明施設 アマチュア スポーツの 場合		
4分の1 点灯	1時間	<u>9,430円</u>
2分の1 点灯	1時間	<u>17,690円</u>
全点灯	1時間	<u>34,250円</u>
アマチュア スポーツ以 外の場合	1時間	<u>155,920円</u>

香川県営

基本施設（グラウンド及び

第2野球場	ダッグアウト) 使用料		
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,710円</u>
		午後	<u>3,640円</u>
		1日	<u>5,460円</u>
	一般	午前	<u>6,830円</u>
		午後	<u>9,110円</u>
		1日	<u>13,670円</u>
	アマチュアスポーツ以外の 場合	午前	<u>13,670円</u>
		午後	<u>18,240円</u>
		1日	<u>27,360円</u>
	附属施設使用料		
	本部室	午前	<u>1,440円</u>
		午後	<u>1,920円</u>
		1日	<u>2,890円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>710円</u>	
	午後	<u>950円</u>	
	1日	<u>1,440円</u>	
スコアボード	午前	<u>710円</u>	
	午後	<u>950円</u>	
	1日	<u>1,440円</u>	
香川県営 テニス場	基本施設 (テニスコート) 使用料		
	生徒及び児童	1面 午前	<u>1,050円</u>
		1面 午後	<u>1,410円</u>
		1面 1日	<u>2,130円</u>
	一般	1面 午前	<u>1,540円</u>
		1面 午後	<u>2,060円</u>
		1面 1日	<u>3,100円</u>
	附属施設使用料		
	会議室	午前	<u>1,440円</u>
		午後	<u>1,920円</u>
1日		<u>2,890円</u>	

第2野球場	ダッグアウト) 使用料		
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>2,470円</u>
		午後	<u>3,310円</u>
		1日	<u>4,970円</u>
	一般	午前	<u>6,210円</u>
		午後	<u>8,290円</u>
		1日	<u>12,430円</u>
	アマチュアスポーツ以外の 場合	午前	<u>12,430円</u>
		午後	<u>16,590円</u>
		1日	<u>24,880円</u>
	附属施設使用料		
	本部室	午前	<u>1,310円</u>
		午後	<u>1,750円</u>
		1日	<u>2,630円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
スコアボード	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
香川県営 テニス場	基本施設 (テニスコート) 使用料		
	生徒及び児童	1面 午前	<u>960円</u>
		1面 午後	<u>1,290円</u>
		1面 1日	<u>1,940円</u>
	一般	1面 午前	<u>1,400円</u>
		1面 午後	<u>1,880円</u>
		1面 1日	<u>2,820円</u>
	附属施設使用料		
	会議室	午前	<u>1,310円</u>
		午後	<u>1,750円</u>
1日		<u>2,630円</u>	

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	記録放送室及 び放送機器	午前	<u>710円</u>
		午後	<u>950円</u>
		1日	<u>1,440円</u>
	スコアボード	午前	<u>710円</u>
		午後	<u>950円</u>
		1日	<u>1,440円</u>
	シャワー室 団体		
	温水使用	午前	<u>2,100円</u>
		午後	<u>2,790円</u>
		1日	<u>4,200円</u>
	温水使用 以外	午前	<u>1,440円</u>
		午後	<u>1,920円</u>
		1日	<u>2,890円</u>
	個人	1人1回	<u>60円</u>
	コインロッカ ー	1回	<u>60円</u>
	基本施設（グラウンド及び 更衣室）使用料		
	アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収しない場 合		
生徒及び 児童	午前	<u>2,340円</u>	
	午後	<u>3,130円</u>	
	1日	<u>4,700円</u>	
一般	午前	<u>5,890円</u>	
	午後	<u>7,870円</u>	
	1日	<u>11,810円</u>	
略 アマチュアス ポーツ以外の 場合			

香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	記録放送室及 び放送機器	午前	<u>650円</u>
		午後	<u>870円</u>
		1日	<u>1,310円</u>
	スコアボード	午前	<u>650円</u>
		午後	<u>870円</u>
		1日	<u>1,310円</u>
	シャワー室 団体		
	温水使用	午前	<u>1,910円</u>
		午後	<u>2,540円</u>
		1日	<u>3,820円</u>
	温水使用 以外	午前	<u>1,310円</u>
		午後	<u>1,750円</u>
		1日	<u>2,630円</u>
	個人	1人1回	<u>50円</u>
	コインロッカ ー	1回	<u>50円</u>
	基本施設（グラウンド及び 更衣室）使用料		
	アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収しない場 合		
生徒及び 児童	午前	<u>2,130円</u>	
	午後	<u>2,850円</u>	
	1日	<u>4,280円</u>	
一般	午前	<u>5,360円</u>	
	午後	<u>7,160円</u>	
	1日	<u>10,740円</u>	
略 アマチュアス ポーツ以外の 場合			

入場料を徴収しない場合	午前	<u>11,810円</u>	
	午後	<u>15,760円</u>	
略	1日	<u>23,630円</u>	
附属施設使用料			
本部室及び審判員控室	午前	<u>1,440円</u>	
	午後	<u>1,920円</u>	
	1日	<u>2,890円</u>	
記録放送室及び放送機器	午前	<u>710円</u>	
	午後	<u>950円</u>	
	1日	<u>1,440円</u>	
スコアボード	午前	<u>710円</u>	
	午後	<u>950円</u>	
	1日	<u>1,440円</u>	
会議室	午前	<u>1,440円</u>	
	午後	<u>1,920円</u>	
	1日	<u>2,890円</u>	
シャワー室 温水使用	午前	<u>2,100円</u>	
	午後	<u>2,790円</u>	
	1日	<u>4,200円</u>	
温水使用以外	午前	<u>1,440円</u>	
	午後	<u>1,920円</u>	
	1日	<u>2,890円</u>	
香川県営 第2サッカー・ラ グビー場	基本施設(グラウンド)使用料		
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>1,870円</u>
		午後	<u>2,490円</u>
		1日	<u>3,750円</u>
	一般	午前	<u>4,680円</u>
午後		<u>6,250円</u>	
1日		<u>9,390円</u>	

入場料を徴収しない場合	午前	<u>10,740円</u>	
	午後	<u>14,330円</u>	
略	1日	<u>21,490円</u>	
附属施設使用料			
本部室及び審判員控室	午前	<u>1,310円</u>	
	午後	<u>1,750円</u>	
	1日	<u>2,630円</u>	
記録放送室及び放送機器	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
スコアボード	午前	<u>650円</u>	
	午後	<u>870円</u>	
	1日	<u>1,310円</u>	
会議室	午前	<u>1,310円</u>	
	午後	<u>1,750円</u>	
	1日	<u>2,630円</u>	
シャワー室 温水使用	午前	<u>1,910円</u>	
	午後	<u>2,540円</u>	
	1日	<u>3,820円</u>	
温水使用以外	午前	<u>1,310円</u>	
	午後	<u>1,750円</u>	
	1日	<u>2,630円</u>	
香川県営 第2サッカー・ラ グビー場	基本施設(グラウンド)使用料		
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	午前	<u>1,700円</u>
		午後	<u>2,270円</u>
		1日	<u>3,410円</u>
	一般	午前	<u>4,260円</u>
午後		<u>5,690円</u>	
1日		<u>8,540円</u>	

香川県営 相撲場	アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前 午後 1日	<u>9,390円</u> <u>12,520円</u> <u>18,790円</u>
	附属施設使用料		
	スコアボード	午前 午後 1日	<u>710円</u> <u>950円</u> <u>1,440円</u>
	基本施設（本土俵及び練習 土俵）使用料		
	本土俵及び練 習土俵を使用 する場合		
	生徒及び児 童	午前 午後 1日	<u>680円</u> <u>910円</u> <u>1,370円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>1,710円</u> <u>2,280円</u> <u>3,440円</u>
	練習土俵のみ を使用する場 合		
	専用使用の 場合		
	生徒及び 児童	午前 午後 1日	<u>340円</u> <u>450円</u> <u>680円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>850円</u> <u>1,130円</u> <u>1,710円</u>
	専用使用で ない場合		
	生徒及び 児童	1人1回 1人1月間 1人3月間	<u>70円</u> <u>420円</u> <u>1,050円</u>

香川県営 相撲場	アマチュアス ポーツ以外の 場合	午前 午後 1日	<u>8,540円</u> <u>11,390円</u> <u>17,090円</u>
	附属施設使用料		
	スコアボード	午前 午後 1日	<u>650円</u> <u>870円</u> <u>1,310円</u>
	基本施設（本土俵及び練習 土俵）使用料		
	本土俵及び練 習土俵を使用 する場合		
	生徒及び児 童	午前 午後 1日	<u>620円</u> <u>830円</u> <u>1,250円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>1,560円</u> <u>2,080円</u> <u>3,130円</u>
	練習土俵のみ を使用する場 合		
	専用使用の 場合		
	生徒及び 児童	午前 午後 1日	<u>310円</u> <u>410円</u> <u>620円</u>
	一般	午前 午後 1日	<u>780円</u> <u>1,030円</u> <u>1,560円</u>
	専用使用で ない場合		
	生徒及び 児童	1人1回 1人1月間 1人3月間	<u>60円</u> <u>370円</u> <u>930円</u>

			一般	1人1回	90円				一般	1人1回	80円
				1人1月間	540円					1人1月間	490円
				1人3月間	1,350円					1人3月間	1,250円
			附属施設使用料						附属施設使用料		
			シャワー室 専用使用の 場合						シャワー室 専用使用の 場合		
			温水使用	午前	2,100円				温水使用	午前	1,910円
				午後	2,790円					午後	2,540円
				1日	4,200円					1日	3,820円
			温水使用 以外	午前	1,440円				温水使用 以外	午前	1,310円
				午後	1,920円					午後	1,750円
				1日	2,890円					1日	2,630円
			専用使用で ない場合	1人1回	60円				専用使用で ない場合	1人1回	50円
			略						略		
香 川 県 立 丸 亀 競 技 場	運動施 設	競技場	基本施設（グラウンド、雨 天走路及び更衣室）使用料						基本施設（グラウンド、雨 天走路及び更衣室）使用料		
			専用使用の場 合						専用使用の場 合		
			アマチュア スポーツの 場合						アマチュア スポーツの 場合		
			入場料を 徴収しな い場合						入場料を 徴収しな い場合		
			学校、	午前（午前	11,510円				学校、	午前（午前	10,470円
			競技協 会、教 育委員 会その 他教育 関係団 体（以	9時から午 後1時まで をいう。以 下同じ。）					競技協 会、教 育委員 会その 他教育 関係団 体（以	9時から午 後1時まで をいう。以 下同じ。）	
				午後	11,510円					午後	10,470円
				1日	17,270円					1日	15,700円

下「学校等」という。)			
学校等	午前	<u>30,640円</u>	
以外のもの	午後	<u>30,640円</u>	
	1日	<u>46,090円</u>	
略			
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収しない場合	午前	<u>46,090円</u>	
	午後	<u>46,090円</u>	
	1日	<u>69,130円</u>	
略			
専用使用でない場合			
生徒及び児童	1人1回	<u>160円</u>	
一般	1人1回	<u>340円</u>	
附属施設使用料			
第1トレーニングルーム			
専用使用の場合	午前	<u>5,750円</u>	
	午後	<u>5,750円</u>	
	1日	<u>8,630円</u>	
専用使用でない場合			
生徒	1人1回	<u>160円</u>	
一般	1人1回	<u>340円</u>	
第2トレーニングルーム			
専用使用の場合	午前	<u>1,830円</u>	
	午後	<u>1,830円</u>	
	1日	<u>2,870円</u>	

下「学校等」という。)			
学校等	午前	<u>27,860円</u>	
以外のもの	午後	<u>27,860円</u>	
	1日	<u>41,900円</u>	
略			
アマチュアスポーツ以外の場合			
入場料を徴収しない場合	午前	<u>41,900円</u>	
	午後	<u>41,900円</u>	
	1日	<u>62,850円</u>	
略			
専用使用でない場合			
生徒及び児童	1人1回	<u>150円</u>	
一般	1人1回	<u>310円</u>	
附属施設使用料			
第1トレーニングルーム			
専用使用の場合	午前	<u>5,230円</u>	
	午後	<u>5,230円</u>	
	1日	<u>7,850円</u>	
専用使用でない場合			
生徒	1人1回	<u>150円</u>	
一般	1人1回	<u>310円</u>	
第2トレーニングルーム			
専用使用の場合	午前	<u>1,670円</u>	
	午後	<u>1,670円</u>	
	1日	<u>2,610円</u>	

専用使用でない場合		
生徒	1人1回	<u>160円</u>
一般	1人1回	<u>340円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,830円</u>
	午後	<u>1,830円</u>
	1日	<u>2,870円</u>
大型映像装置		
アマチュア	午前	<u>21,780円</u>
スポーツの場合	午後	<u>21,780円</u>
	1日	<u>33,270円</u>
アマチュア	午前	<u>65,340円</u>
スポーツ以外の場合	午後	<u>65,340円</u>
	1日	<u>99,820円</u>
会議室	午前	<u>1,830円</u>
	午後	<u>1,830円</u>
	1日	<u>2,870円</u>
特別会議室	午前	<u>3,790円</u>
	午後	<u>3,790円</u>
	1日	<u>5,750円</u>
夜間照明施設		
アマチュア		
スポーツの場合		
8分の1点灯	1時間	<u>6,100円</u>
5分の1点灯	1時間	<u>10,920円</u>
3分の1点灯	1時間	<u>15,810円</u>
2分の1点灯	1時間	<u>47,550円</u>
3分の2点灯	1時間	<u>66,270円</u>
全点灯	1時間	<u>71,480円</u>

専用使用でない場合		
生徒	1人1回	<u>150円</u>
一般	1人1回	<u>310円</u>
記録放送室及び放送機器	午前	<u>1,670円</u>
	午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,610円</u>
大型映像装置		
アマチュア	午前	<u>19,800円</u>
スポーツの場合	午後	<u>19,800円</u>
	1日	<u>30,250円</u>
アマチュア	午前	<u>59,400円</u>
スポーツ以外の場合	午後	<u>59,400円</u>
	1日	<u>90,750円</u>
会議室	午前	<u>1,670円</u>
	午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,610円</u>
特別会議室	午前	<u>3,450円</u>
	午後	<u>3,450円</u>
	1日	<u>5,230円</u>
夜間照明施設		
アマチュア		
スポーツの場合		
8分の1点灯	1時間	<u>5,550円</u>
5分の1点灯	1時間	<u>9,930円</u>
3分の1点灯	1時間	<u>14,380円</u>
2分の1点灯	1時間	<u>43,230円</u>
3分の2点灯	1時間	<u>60,250円</u>
全点灯	1時間	<u>64,990円</u>

		補助競技場	アマチュアスポーツ以外の場合 専用使用の場合	1時間	<u>214,460円</u>
			アマチュアスポーツの場合 学校等	午前 午後 1日	<u>2,980円</u> <u>2,980円</u> <u>4,590円</u>
			学校等以外のもの	午前 午後 1日	<u>6,100円</u> <u>6,100円</u> <u>9,200円</u>
			アマチュアスポーツ以外の場合 専用使用でない場合	午前 午後 1日	<u>12,210円</u> <u>12,210円</u> <u>18,420円</u>
			生徒及び児童 一般	1人1回 1人1回	<u>60円</u> <u>110円</u>
			略		
瀬戸大橋記念公園	野外劇場	マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）使用料		
			専用使用の場合	午前 午後 1日	<u>18,650円</u> <u>18,650円</u> <u>28,790円</u>
			附属施設使用料		
		第1控室、第2控室又は会議室	午前 午後 1日	<u>1,260円</u> <u>1,260円</u> <u>1,940円</u>	
	運動施設	球技場	基本施設使用料 第1グラウン		

		補助競技場	アマチュアスポーツ以外の場合 専用使用の場合	1時間	<u>194,970円</u>
			アマチュアスポーツの場合 学校等	午前 午後 1日	<u>2,710円</u> <u>2,710円</u> <u>4,180円</u>
			学校等以外のもの	午前 午後 1日	<u>5,550円</u> <u>5,550円</u> <u>8,370円</u>
			アマチュアスポーツ以外の場合 専用使用でない場合	午前 午後 1日	<u>11,100円</u> <u>11,100円</u> <u>16,750円</u>
			生徒及び児童 一般	1人1回 1人1回	<u>50円</u> <u>100円</u>
			略		
瀬戸大橋記念公園	野外劇場	マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）使用料		
			専用使用の場合	午前 午後 1日	<u>16,960円</u> <u>16,960円</u> <u>26,180円</u>
			附属施設使用料		
		第1控室、第2控室又は会議室	午前 午後 1日	<u>1,150円</u> <u>1,150円</u> <u>1,770円</u>	
	運動施設	球技場	基本施設使用料 第1グラウン		

ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	午前	<u>1,830円</u>
	午後	<u>1,830円</u>
	1日	<u>2,750円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>4,590円</u>
	午後	<u>4,590円</u>
	1日	<u>6,900円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>9,200円</u>
	午後	<u>9,200円</u>
	1日	<u>13,810円</u>
第3グラウンドを使用する場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	午前	<u>1,080円</u>
	午後	<u>1,080円</u>
	1日	<u>1,650円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>2,750円</u>
	午後	<u>2,750円</u>
	1日	<u>4,130円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>5,520円</u>
	午後	<u>5,520円</u>
	1日	<u>8,280円</u>
略		
附属施設使用料		

ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	午前	<u>1,670円</u>
	午後	<u>1,670円</u>
	1日	<u>2,500円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>4,180円</u>
	午後	<u>4,180円</u>
	1日	<u>6,280円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>8,370円</u>
	午後	<u>8,370円</u>
	1日	<u>12,560円</u>
第3グラウンドを使用する場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	午前	<u>990円</u>
	午後	<u>990円</u>
	1日	<u>1,500円</u>
学校等以外のもの	午前	<u>2,500円</u>
	午後	<u>2,500円</u>
	1日	<u>3,760円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	午前	<u>5,020円</u>
	午後	<u>5,020円</u>
	1日	<u>7,530円</u>
略		
附属施設使用料		

ターゲット・バードゴルフ場	会議室	午前	<u>680円</u>
		午後	<u>680円</u>
		1日	<u>1,130円</u>
	第1更衣室	1日	<u>3,440円</u>
	第2更衣室	1日	<u>2,060円</u>
	専用使用の場合		
	学校等	午前	<u>8,280円</u>
		午後	<u>8,280円</u>
		1日	<u>12,430円</u>
	学校等以外のもの	午前	<u>20,730円</u>
		午後	<u>20,730円</u>
		1日	<u>31,100円</u>
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人午前	<u>220円</u>
		1人午後	<u>220円</u>
	1人1日	<u>340円</u>	
一般	1人午前	<u>560円</u>	
	1人午後	<u>560円</u>	
	1人1日	<u>850円</u>	
略			
略			

ターゲット・バードゴルフ場	会議室	午前	<u>620円</u>
		午後	<u>620円</u>
		1日	<u>1,030円</u>
	第1更衣室	1日	<u>3,130円</u>
	第2更衣室	1日	<u>1,880円</u>
	専用使用の場合		
	学校等	午前	<u>7,530円</u>
		午後	<u>7,530円</u>
		1日	<u>11,300円</u>
	学校等以外のもの	午前	<u>18,850円</u>
		午後	<u>18,850円</u>
		1日	<u>28,280円</u>
	専用使用でない場合		
	生徒及び児童	1人午前	<u>200円</u>
		1人午後	<u>200円</u>
	1人1日	<u>310円</u>	
一般	1人午前	<u>510円</u>	
	1人午後	<u>510円</u>	
	1人1日	<u>780円</u>	
略			
略			

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種別及び名称	単 位	金 額
運動施設 番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	1時間当たり
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	

別表第3（第14条の4関係）

1 坂出緩衝緑地

有料公園施設の種別及び名称	単 位	金 額
運動施設 番の州球場	基本施設（グラウンド及びダッグアウト）	1時間当たり
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童	

一般	1時間当たり	<u>1,610円</u>
アマチュアスポーツ以外 のスポーツの場合	1時間当たり	<u>5,390円</u>
その他の場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,390円</u>
一般	1時間当たり	<u>5,630円</u>
附属施設		
夜間照明施設		
アマチュアスポーツ の場合		
3分の1点灯	1時間当たり	<u>4,070円</u>
3分の2点灯	1時間当たり	<u>8,150円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>12,230円</u>
アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>55,700円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,300円</u>
	一般	1時間当たり	<u>3,270円</u>
略			
アマチュアスポーツ以外 の場合			
入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>6,550円</u>	

一般	1時間当たり	<u>1,470円</u>
アマチュアスポーツ以外 のスポーツの場合	1時間当たり	<u>4,900円</u>
その他の場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,270円</u>
一般	1時間当たり	<u>5,120円</u>
附属施設		
夜間照明施設		
アマチュアスポーツ の場合		
3分の1点灯	1時間当たり	<u>3,700円</u>
3分の2点灯	1時間当たり	<u>7,410円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>11,120円</u>
アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>50,640円</u>

2 香川県総合運動公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額	
運動施設 香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）		
	アマチュアスポーツの場合		
	入場料を徴収しない場合		
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,190円</u>
	一般	1時間当たり	<u>2,980円</u>
略			
アマチュアスポーツ以外 の場合			
入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>5,960円</u>	

略		
附属施設		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり	<u>1,060円</u>
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>530円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>1,140円</u>
会議室	1時間当たり	<u>530円</u>
シャワー室		
温水使用	1時間当たり	<u>800円</u>
温水使用以外	1時間当たり	<u>530円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポーツの場合		
4分の1点灯	1時間当たり	<u>10,370円</u>
2分の1点灯	1時間当たり	<u>19,450円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>37,670円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>171,510円</u>
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポーツの場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>1,020円</u>
一般	1時間当たり	<u>2,600円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>5,210円</u>
附属施設		
本部室	1時間当たり	<u>530円</u>
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>270円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>270円</u>

香川県営第2野球場

略		
附属施設		
本部室、役員控室、審判員控室、バットスイング場、ブルペン及びトレーニングスペース	1時間当たり	<u>970円</u>
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>490円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>1,040円</u>
会議室	1時間当たり	<u>490円</u>
シャワー室		
温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>
温水使用以外	1時間当たり	<u>490円</u>
夜間照明施設		
アマチュアスポーツの場合		
4分の1点灯	1時間当たり	<u>9,430円</u>
2分の1点灯	1時間当たり	<u>17,690円</u>
全点灯	1時間当たり	<u>34,250円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>155,920円</u>
基本施設（グラウンド及びダッグアウト）		
アマチュアスポーツの場合		
生徒及び児童	1時間当たり	<u>930円</u>
一般	1時間当たり	<u>2,370円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>4,740円</u>
附属施設		
本部室	1時間当たり	<u>490円</u>
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>250円</u>
スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>

香川県営第2野球場

香川県営テニス場	基本施設 (テニスコート)			
	生徒及び児童	1面1時間当たり	<u>390円</u>	
	一般	1面1時間当たり	<u>570円</u>	
	附属施設			
	会議室	1時間当たり	<u>530円</u>	
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>270円</u>	
	スコアボード	1時間当たり	<u>270円</u>	
	シャワー室			
	団体			
	温水使用	1時間当たり	<u>800円</u>	
温水使用以外	1時間当たり	<u>530円</u>		
個人	1人につき1回	<u>60円</u>		
コインロッカー	1回	<u>60円</u>		
香川県営サッカー・ラグビー場	基本施設 (グラウンド及び更衣室)			
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>890円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>2,240円</u>	
	略			
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合		1時間当たり	<u>4,510円</u>
	略			
附属施設				
本部室及び審判員控室	1時間当たり	<u>530円</u>		
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>270円</u>		

香川県営テニス場	基本施設 (テニスコート)			
	生徒及び児童	1面1時間当たり	<u>360円</u>	
	一般	1面1時間当たり	<u>520円</u>	
	附属施設			
	会議室	1時間当たり	<u>490円</u>	
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>250円</u>	
	スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>	
	シャワー室			
	団体			
	温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>	
温水使用以外	1時間当たり	<u>490円</u>		
個人	1人につき1回	<u>50円</u>		
コインロッカー	1回	<u>50円</u>		
香川県営サッカー・ラグビー場	基本施設 (グラウンド及び更衣室)			
	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>810円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>2,040円</u>	
	略			
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合		1時間当たり	<u>4,100円</u>
	略			
附属施設				
本部室及び審判員控室	1時間当たり	<u>490円</u>		
記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>250円</u>		

香川県営第2サッカー・ラグビー場	スコアボード	1時間当たり	<u>270円</u>	
	会議室	1時間当たり	<u>530円</u>	
	シャワー室			
	温水使用	1時間当たり	<u>800円</u>	
	温水使用以外	1時間当たり	<u>530円</u>	
	基本施設(グラウンド)			
	アマチュアスポーツの場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>700円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>1,780円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>3,570円</u>	
附属施設				
スコアボード	1時間当たり	<u>270円</u>		
香川県営相撲場	基本施設(本土俵及び練習土俵)			
	本土俵及び練習土俵を利用する場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>250円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>640円</u>	
	練習土俵のみを利用する場合			
	専用使用の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>120円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>310円</u>	
	専用使用でない場合			
	生徒及び児童	1人につき1回	<u>70円</u>	
一般	1人につき1回	<u>90円</u>		
附属施設				
シャワー室				
専用使用の場合				
温水使用	1時間当たり	<u>800円</u>		
温水使用以外	1時間当たり	<u>530円</u>		

香川県営第2サッカー・ラグビー場	スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>	
	会議室	1時間当たり	<u>490円</u>	
	シャワー室			
	温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>	
	温水使用以外	1時間当たり	<u>490円</u>	
	基本施設(グラウンド)			
	アマチュアスポーツの場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>640円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>1,620円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり	<u>3,250円</u>	
附属施設				
スコアボード	1時間当たり	<u>250円</u>		
香川県営相撲場	基本施設(本土俵及び練習土俵)			
	本土俵及び練習土俵を利用する場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>230円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>590円</u>	
	練習土俵のみを利用する場合			
	専用使用の場合			
	生徒及び児童	1時間当たり	<u>110円</u>	
	一般	1時間当たり	<u>290円</u>	
	専用使用でない場合			
	生徒及び児童	1人につき1回	<u>60円</u>	
一般	1人につき1回	<u>80円</u>		
附属施設				
シャワー室				
専用使用の場合				
温水使用	1時間当たり	<u>730円</u>		
温水使用以外	1時間当たり	<u>490円</u>		

	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>60円</u>
略			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額		
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）			
	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校等	1時間当たり	<u>3,440円</u>	
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>9,200円</u>	
	略			
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>13,810円</u>	
	略			
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1人につき1回	<u>160円</u>	
	一般	1人につき1回	<u>340円</u>	
附属施設				
第1トレーニングルーム	専用使用の場合		1時間当たり	<u>1,710円</u>
	専用使用でない場合 生徒		1人につき1回	<u>160円</u>

	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>50円</u>
略			

3 香川県立丸亀競技場

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額		
運動施設 競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）			
	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校等	1時間当たり	<u>3,130円</u>	
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>8,370円</u>	
	略			
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>12,560円</u>	
	略			
	専用使用でない場合 生徒及び児童	1人につき1回	<u>150円</u>	
	一般	1人につき1回	<u>310円</u>	
附属施設				
第1トレーニングルーム	専用使用の場合		1時間当たり	<u>1,560円</u>
	専用使用でない場合 生徒		1人につき1回	<u>150円</u>

	一般	回 1人につき1 回	<u>340円</u>
	第2トレーニングルーム		
	専用使用の場合	1時間当たり	<u>560円</u>
	専用使用でない場合 生徒	1人につき1 回	<u>160円</u>
	一般	1人につき1 回	<u>340円</u>
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>560円</u>
	大型映像装置		
	アマチュアスポーツ の場合	1時間当たり	<u>6,650円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>19,960円</u>
	会議室	1時間当たり	<u>560円</u>
	特別会議室	1時間当たり	<u>1,130円</u>
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツ の場合		
	8分の1点灯	1時間当たり	<u>6,100円</u>
	5分の1点灯	1時間当たり	<u>10,920円</u>
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>15,810円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>47,550円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>66,270円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>71,480円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>214,460円</u>
補助競技場	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>910円</u>

	一般	回 1人につき1 回	<u>310円</u>
	第2トレーニングルーム		
	専用使用の場合	1時間当たり	<u>510円</u>
	専用使用でない場合 生徒	1人につき1 回	<u>150円</u>
	一般	1人につき1 回	<u>310円</u>
	記録放送室及び放送機器	1時間当たり	<u>510円</u>
	大型映像装置		
	アマチュアスポーツ の場合	1時間当たり	<u>6,050円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>18,150円</u>
	会議室	1時間当たり	<u>510円</u>
	特別会議室	1時間当たり	<u>1,030円</u>
	夜間照明施設		
	アマチュアスポーツ の場合		
	8分の1点灯	1時間当たり	<u>5,550円</u>
	5分の1点灯	1時間当たり	<u>9,930円</u>
	3分の1点灯	1時間当たり	<u>14,380円</u>
	2分の1点灯	1時間当たり	<u>43,230円</u>
	3分の2点灯	1時間当たり	<u>60,250円</u>
	全点灯	1時間当たり	<u>64,990円</u>
	アマチュアスポーツ 以外の場合	1時間当たり	<u>194,970円</u>
補助競技場	専用使用の場合		
	アマチュアスポーツ の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>830円</u>

学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,830円</u>
アマチュアスポーツ	1時間当たり	<u>3,680円</u>
以外の場合		
専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人につき1回	<u>60円</u>
一般	1人につき1回	<u>110円</u>

略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）	
	専用使用の場合	1時間当たり
	附属施設	
	第1控室、第2控室又は会議室	1時間当たり
運動施設 球技場	基本施設	
	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド	
	アマチュアスポーツの場合	
	学校等	1時間当たり
	学校等以外のもの	1時間当たり
	アマチュアスポーツ	1時間当たり
	以外の場合	
第3グラウンド		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	1時間当たり	
学校等以外のもの	1時間当たり	
アマチュアスポーツ	1時間当たり	

学校等以外のもの	1時間当たり	<u>1,670円</u>
アマチュアスポーツ	1時間当たり	<u>3,350円</u>
以外の場合		
専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人につき1回	<u>50円</u>
一般	1人につき1回	<u>100円</u>

略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
野外劇場 マリンドーム	基本施設（ステージ及び観覧席）	
	専用使用の場合	1時間当たり
	附属施設	
	第1控室、第2控室又は会議室	1時間当たり
運動施設 球技場	基本施設	
	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド	
	アマチュアスポーツの場合	
	学校等	1時間当たり
	学校等以外のもの	1時間当たり
	アマチュアスポーツ	1時間当たり
	以外の場合	
第3グラウンド		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	1時間当たり	
学校等以外のもの	1時間当たり	
アマチュアスポーツ	1時間当たり	

ターゲット・バー ドゴルフ 場	以外の場合		
	略		
	附属施設		
	会議室	1時間当たり	<u>220円</u>
	第1更衣室	1時間当たり	<u>680円</u>
	第2更衣室	1時間当たり	<u>400円</u>
	専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>2,480円</u>
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>6,210円</u>
	専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人につき1時間当たり	<u>70円</u>	
一般	1人につき1時間当たり	<u>160円</u>	
5 略			

ターゲット・バー ドゴルフ 場	以外の場合		
	略		
	附属施設		
	会議室	1時間当たり	<u>200円</u>
	第1更衣室	1時間当たり	<u>620円</u>
	第2更衣室	1時間当たり	<u>370円</u>
	専用使用の場合		
	学校等	1時間当たり	<u>2,260円</u>
	学校等以外のもの	1時間当たり	<u>5,650円</u>
	専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人につき1時間当たり	<u>60円</u>	
一般	1人につき1時間当たり	<u>150円</u>	
5 略			

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第3条 香川県スポーツ施設条例(昭和39年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <p>1 香川県立武道館</p> <table border="1"> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </table>	施設等	単位	金額	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第7条、第8条関係)</p> <p>1 香川県立武道館</p> <table border="1"> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </table>	施設等	単位	金額
施設等	単位	金額					
施設等	単位	金額					

競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>4,410円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,460円</u>
アマチュアスポーツ以外の 場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>17,680円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>4,410円</u>
略		
略		

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの 場合		
入場料を徴収する場 合	1時間当たり	<u>13,160円</u>
入場料を徴収しない 場合		
一般	1時間当たり	<u>6,570円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,650円</u>
アマチュアスポーツ以 外の場合		
入場料を徴収する場 合	1時間当たり	<u>39,540円</u>
入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>13,160円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>580円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>600</u>

競技場		
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>4,010円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>1,330円</u>
アマチュアスポーツ以外の 場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	<u>16,080円</u>
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	<u>4,010円</u>
略		
略		

2 香川県立総合水泳プール

施設等	単位	金額
水泳プール		
専用使用の場合		
50メートルプール		
全面使用の場合		
アマチュアスポーツの 場合		
入場料を徴収する場 合	1時間当たり	<u>11,970円</u>
入場料を徴収しない 場合		
一般	1時間当たり	<u>5,980円</u>
生徒及び児童	1時間当たり	<u>4,230円</u>
アマチュアスポーツ以 外の場合		
入場料を徴収する場 合	1時間当たり	<u>35,950円</u>
入場料を徴収しない 場合	1時間当たり	<u>11,970円</u>
コース使用の場合	1コースにつ き1回(2時 間以内)	<u>530円</u> に利用す る者の数を乗じ て得た額に <u>550</u>

		<u>円を加えた額</u>			<u>円を加えた額</u>
25メートルプール				25メートルプール	
全面使用の場合				全面使用の場合	
アマチュアスポーツの				アマチュアスポーツの	
場合				場合	
入場料を徴収する場	1 時間当たり	<u>12,380円</u>		入場料を徴収する場	1 時間当たり
合				合	
入場料を徴収しない				入場料を徴収しない	
場合				場合	
一般	1 時間当たり	<u>6,190円</u>		一般	1 時間当たり
生徒及び児童	1 時間当たり	<u>3,450円</u>		生徒及び児童	1 時間当たり
アマチュアスポーツ以				アマチュアスポーツ以	
外の場合				外の場合	
入場料を徴収する場	1 時間当たり	<u>37,190円</u>		入場料を徴収する場	1 時間当たり
合				合	
入場料を徴収しない	1 時間当たり	<u>12,380円</u>		入場料を徴収しない	1 時間当たり
場合				場合	
コース使用の場合	1 コースにつ	<u>580円</u> に利用す		コース使用の場合	1 コースにつ
	き1回(2時	る者の数を乗じ			き1回(2時
	間以内)	て得た額に <u>600</u>			間以内)
		<u>円を加えた額</u>			<u>530円</u> に利用す
					る者の数を乗じ
					て得た額に <u>550</u>
					<u>円を加えた額</u>
飛込みプール				飛込みプール	
アマチュアスポーツの場				アマチュアスポーツの場	
合				合	
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	<u>3,860円</u>		入場料を徴収する場合	1 時間当たり
入場料を徴収しない場				入場料を徴収しない場	
合				合	
一般	1 時間当たり	<u>1,920円</u>		一般	1 時間当たり
生徒及び児童	1 時間当たり	<u>1,140円</u>		生徒及び児童	1 時間当たり
アマチュアスポーツ以外				アマチュアスポーツ以外	
の場合				の場合	
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	<u>11,600円</u>		入場料を徴収する場合	1 時間当たり
入場料を徴収しない場	1 時間当たり	<u>3,860円</u>		入場料を徴収しない場	1 時間当たり
合				合	
専用使用でない場合				専用使用でない場合	

個人	1人につき1回	580円
団体（20人以上）	1人につき1回	460円
トレーニングルーム		
<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>2,530円</u>
<u>専用使用でない場合</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>240円</u>
会議室	1時間当たり	710円
記録室	1時間当たり	350円
略		
略		

個人	1人につき1回	530円
団体（20人以上）	1人につき1回	420円
トレーニングルーム	<u>1人につき1回</u>	<u>220円</u>
会議室	1時間当たり	650円
記録室	1時間当たり	320円
略		
略		

(香川県計量検定所条例の一部改正)

第4条 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料) 第3条 略			(手数料) 第3条 計量検定所に検定、検査等を依頼しようとする者は、別表に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611—2に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」		1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本産業規格 B 7611—2に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」	

という。)		
ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>5,100円</u>
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>9,600円</u>
ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>9,600円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額
(イ) 精度等級2級のはかり又はこれと同等の性能(目量及び目量の数が対象となる精度等級に適合するものをいう。以下「同等性能」という。)のはかり(以下「2級はかり等」という。)		
ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>2,500円</u>
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>3,200円</u>
ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>3,200円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>14,000円</u>
ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>14,000円</u> に、1トン又は1トンに満た

という。)		
ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>4,900円</u>
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>9,500円</u>
ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>9,500円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額
(イ) 精度等級2級のはかり又はこれと同等の性能(目量及び目量の数が対象となる精度等級に適合するものをいう。以下「同等性能」という。)のはかり(以下「2級はかり等」という。)		
ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>2,400円</u>
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>3,000円</u>
ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>3,000円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>13,000円</u>
ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>13,000円</u> に、1トン又は1トンに満た

		ない端数を増すごとに <u>2,100円</u> を加えた額	
(ウ) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり			
精度等級4級のはかり又はこれと同等性能のはかり(以下「4級はかり等」という。)のうち、ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの	1個	<u>350円</u>	
4級はかり等を除くひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの	1個	<u>590円</u>	
ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するもの	1個	<u>1,300円</u>	
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>810円</u>	
ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>810円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額	
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>3,700円</u>	

		ない端数を増すごとに <u>2,000円</u> を加えた額	
(ウ) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり			
精度等級4級のはかり又はこれと同等性能のはかり(以下「4級はかり等」という。)のうち、ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの	1個	<u>330円</u>	
4級はかり等を除くひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの	1個	<u>560円</u>	
ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するもの	1個	<u>1,200円</u>	
ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>770円</u>	
ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>770円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額	
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>3,500円</u>	

	ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>3,700円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに500円を加えた額
イ	分銅		
	表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>70円</u>
	表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>360円</u>
ウ	定量おもり又は定量増おもり		
	質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>40円</u>
	質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	1個	<u>260円</u>
	質量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>2,300円</u>
	質量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>2,300円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額
(2)	温度計		
	体温計	1個	<u>40円</u>
(3)	体積計		
ア	水道メーター		
	口径が25ミリメートル以下のもの	1個	<u>100円</u>
	口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1個	<u>200円</u>
	口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル	1個	<u>1,700円</u>

	ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>3,500円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに500円を加えた額
イ	分銅		
	表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>60円</u>
	表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>340円</u>
ウ	定量おもり又は定量増おもり		
	質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>30円</u>
	質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの	1個	<u>250円</u>
	質量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>2,000円</u>
	質量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>2,000円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに200円を加えた額
(2)	温度計		
	体温計	1個	<u>30円</u>
(3)	体積計		
ア	水道メーター		
	口径が25ミリメートル以下のもの	1個	<u>90円</u>
	口径が25ミリメートルを超え40ミリメートル以下のもの	1個	<u>180円</u>
	口径が40ミリメートルを超え100ミリメートル	1個	<u>1,600円</u>

	ル以下のもの イ 燃料油メーター （ア）大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター （イ）（ア）に掲げるもの以外のもの ウ 液化石油ガスメーター （4）圧力計 ア 血圧計以外の圧力計 計ることができる最大の圧力が10メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が10メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの イ 血圧計	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	<u>5,500円</u> <u>2,300円</u> <u>7,300円</u> <u>140円</u> <u>720円</u> <u>480円</u>
2 法第16条第3項の装置検査		1個	<u>900円</u>
3 法第17条第1項の特殊容器製造事業者の指定		1件	<u>181,000円</u>
4 法第19条第1項の定期検	（1）棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるものであって、ひょう量が30	1個	<u>400円</u>

	ル以下のもの イ 燃料油メーター （ア）大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター （イ）（ア）に掲げるもの以外のもの ウ 液化石油ガスメーター （4）圧力計 ア 血圧計以外の圧力計 計ることができる最大の圧力が10メガパスカル以下のもの 計ることができる最大の圧力が10メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの イ 血圧計	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	<u>5,100円</u> <u>2,200円</u> <u>7,000円</u> <u>130円</u> <u>670円</u> <u>460円</u>
2 法第16条第3項の装置検査		1個	<u>800円</u>
3 法第17条第1項の特殊容器製造事業者の指定		1件	<u>17万円</u>
4 法第19条第1項の定期検	（1）棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるものであって、ひょう量が30	1個	<u>350円</u>

査	キログラム以下のもの		
	(2) 1級はかり		
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>5,100円</u>
	ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>9,600円</u>
	ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>9,600円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額
	(3) 2級はかり等		
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>3,000円</u>
	ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>3,200円</u>
	ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>3,200円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>14,000円</u>
ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>14,000円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに <u>1,600円</u> を加えた額	
(4) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり			
ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するも	1個	<u>1,700円</u>	

査	キログラム以下のもの		
	(2) 1級はかり		
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>4,900円</u>
	ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>9,500円</u>
	ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個	<u>9,500円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,300円を加えた額
	(3) 2級はかり等		
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1個	<u>2,800円</u>
	ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの	1個	<u>3,000円</u>
	ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの	1個	<u>3,000円</u> に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに1,000円を加えた額
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	<u>13,000円</u>
ひょう量が2トンを超えるもの	1個	<u>13,000円</u> に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに <u>1,500円</u> を加えた額	
(4) 精度等級3級以下のはかり又はこれと同等性能のはかり			
ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有するも	1個	<u>1,600円</u>	

	<p>の ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの</p> <p>ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの</p> <p>ひょう量が2トンを超えるもの</p>	<p>1個 <u>800円</u></p> <p>1個 <u>900円</u></p> <p>1個 <u>900円</u>に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに300円を加えた額</p> <p>1個 <u>4,400円</u></p> <p>1個 <u>4,400円</u>に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに<u>550円</u>を加えた額</p>
	略	
5 法第91条第2項の検査		1件 <u>486,000円</u>
6 法第102条第1項の基準器検査	<p>(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器</p> <p>(2) 質量基準器</p> <p>ア 基準手動天びん又は基準直示天びん</p> <p>イ 基準台手動はかり ひょう量が500キログラム以下のもの</p>	<p>1個 <u>15,200円</u></p> <p>1個 <u>10,600円</u></p> <p>1個 <u>15,900円</u></p>

	<p>の ひょう量が30キログラム以下であって、電子的な料金演算機構を有しないもの</p> <p>ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が100キログラムを超え1,000キログラム以下のもの</p> <p>ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの</p> <p>ひょう量が2トンを超えるもの</p>	<p>1個 <u>700円</u></p> <p>1個 <u>800円</u></p> <p>1個 <u>800円</u>に、100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに300円を加えた額</p> <p>1個 <u>4,200円</u></p> <p>1個 <u>4,200円</u>に、1トン又は1トンに満たない端数を増すごとに<u>500円</u>を加えた額</p>
	略	
5 法第91条第2項の検査		1件 <u>456,000円</u>
6 法第102条第1項の基準器検査	<p>(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器</p> <p>(2) 質量基準器</p> <p>ア 基準手動天びん又は基準直示天びん</p> <p>イ 基準台手動はかり ひょう量が500キログラム以下のもの</p>	<p>1個 <u>14,300円</u></p> <p>1個 <u>9,900円</u></p> <p>1個 <u>15,000円</u></p>

ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>15,900円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>8,000円</u> を加えた額
ウ 基準分銅		
(ア) 1級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>4,000円</u>
表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>8,700円</u>
(イ) 2級基準分銅又は3級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>740円</u>
表す質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	1個	<u>950円</u>
表す質量が20キログラムを超え200キログラム以下のもの	1個	<u>10,500円</u>
表す質量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	<u>11,100円</u>
表す質量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>11,100円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>2,300円</u> を加えた額
(3) 体積基準器		
基準タンク		
燃料油メーター用のもの	1個	<u>15,400円</u>
水道メーター用のもの	1個	<u>39,800円</u>

ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>15,000円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>7,800円</u> を加えた額
ウ 基準分銅		
(ア) 1級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>3,600円</u>
表す質量が5キログラムを超えるもの	1個	<u>8,200円</u>
(イ) 2級基準分銅又は3級基準分銅		
表す質量が5キログラム以下のもの	1個	<u>690円</u>
表す質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの	1個	<u>820円</u>
表す質量が20キログラムを超え200キログラム以下のもの	1個	<u>9,000円</u>
表す質量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	<u>9,200円</u>
表す質量が500キログラムを超えるもの	1個	<u>9,200円</u> に、500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに <u>2,200円</u> を加えた額
(3) 体積基準器		
基準タンク		
燃料油メーター用のもの	1個	<u>14,600円</u>
水道メーター用のもの	1個	<u>37,400円</u>

	略		
7	計量 証明の 事業の 登録	1 件	<u>62,600円</u>
8	計量 証明の 事業の 登録証 の訂正 又は再 交付	1 件	<u>2,200円</u>
9	計量 証明の 事業の 登録簿 の謄本 の交付	1 枚	<u>1,140円</u>
10	計量 証明の 事業の 登録簿 の閲覧	1 回	<u>530円</u>
11	略		
12	法第 127条 第1項 の適正 計量管 理事業 所の指 定	1 件	<u>3,200円</u>
13	法第 127条	1 件	<u>8,300円</u>

	略		
7	計量 証明の 事業の 登録	1 件	<u>58,700円</u>
8	計量 証明の 事業の 登録証 の訂正 又は再 交付	1 件	<u>2,100円</u>
9	計量 証明の 事業の 登録簿 の謄本 の交付	1 枚	<u>900円</u>
10	計量 証明の 事業の 登録簿 の閲覧	1 回	<u>500円</u>
11	略		
12	法第 127条 第1項 の適正 計量管 理事業 所の指 定	1 件	<u>3,000円</u>
13	法第 127条	1 件	<u>7,800円</u>

第3項 の検査			
14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下の質量測定 ア 精度20万分の3以上 質量が5キログラム以下のもの 質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの イ 精度2万分の1以上 質量が5キログラム以下のもの 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 質量が20キログラムを超え200キログラム以下のもの 質量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 質量が500キログラムを超えるもの (2) 略	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	<u>4,000円</u> <u>8,700円</u> <u>740円</u> <u>950円</u> <u>10,500円</u> <u>11,100円</u> <u>13,400円</u>
16 検査 結果証 明書の 交付		1枚	<u>1,100円</u>

第3項 の検査			
14 略			
15 受託 検査	(1) 1,000キログラム以下の質量測定 ア 精度20万分の3以上 質量が5キログラム以下のもの 質量が5キログラムを超え30キログラム以下のもの イ 精度2万分の1以上 質量が5キログラム以下のもの 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 質量が20キログラムを超え200キログラム以下のもの 質量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 質量が500キログラムを超えるもの (2) 略	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	<u>3,600円</u> <u>8,200円</u> <u>690円</u> <u>820円</u> <u>9,000円</u> <u>9,200円</u> <u>11,400円</u>
16 検査 結果証 明書の 交付		1枚	<u>1,000円</u>

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。